

2023 年度

定期総会議案書

日時:2023 年 9 月 30 日

1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 1 5

場所:札幌学院大学新札幌キャンパス 405 教室

北海道高等教育研究所

第 1 章 今期の総括

I . 2022~2023 年、北海道の高等教育と道内大学の動向

1) 高等教育をめぐる情勢

2019–2023 年は、コロナ禍で世界が震撼し、経済活動（生産と消費、人流、物流、等）が停滞し、日常業務も大いなる混乱が生じた。高等教育においても、対面の教育が全面的に実施できず、教員と学生、学生相互の日常的交流、対話が困難になった。代わりにオンライン授業の実施が多様に行われた。また AI の普及、巨大情報産業の支配が強まった時期であった。

この期を含む、過去 20 年の高等教育改革は、社会全体の新自由主義的及び新国家主義的政策の更なる進展と破綻が同時に進展したことが特徴である。

まず、2004 年の「国立大学法人化」（同時に、専門職大学院の創設、認証評価制度の開始）の矛盾が顕在化してきた。①「選択と集中」の財政政策は、運営費交付金の削減などにより、人件費を削減するための任期付き教員、非正規教職員を増大させた。②高額授業料と奨学金のローン化によって、地域間格差は進展し、進学率は抑制され、我が国の高等教育人口は世界の趨勢から取り残され始めた。③学校教育法、国立大学法人法、私立学校法の改悪、大学設置基準等の改定によって、大学の自治と学問の自由は後退し、教授会自治も学生参加の大学運営も、もはや風前の灯火となってきた。④代わりに、企業経営的ガバナンスが、導入され「稼ぐ大学」を志向する大学トップ（学長、理事長）流れが加速してきた。⑤世界の中で、日本のみが「研究力」の低下と衰退が際立つものになってきた。知的基盤社会や知的基盤経済は、かけ声だけで、実態は劣化だけが際立つものになっている。⑥さらに、新国家主義的政策は、安倍、菅、岸田政権において強化され、改憲政策が強められてきた。とりわけ安倍内閣による集団的自衛権の閣議決定とその後の追認、産軍学共同の国策的推進（防衛施設庁の軍事研究の公募、経済安保政策、安保三文書改定）は、ロシアのウクライナ侵攻を追い風にして、5 年で 43 兆円の大軍拡予算が計上され、大学の軍事研究が、推奨されるかのような「空気」が醸成されてきた。⑦学術会議は、この点で重要な役割を担ってきたが、菅内閣によって学術会議会員 6 名の任命拒否や、学術会議そのものを変える動きが、依然として強められている。⑧私立大学も、私立大学助成は、伸びず、私立大学法改正によって、その理念（建学の理念）よりも経営に重きを置く方向に誘導されてきている。

以上を歴史軸によって、振り返ると以下になる。

第一次安倍政権（2006–2007）は、改憲につながる教育基本法の改正（2006）を行い、第二次安倍政権（2012–2020）では、「大学改革実行プラン」（2012. 6）に基づく、新自由主義的大学改革を顕在化させてきた。すなわち、大学のガバナンス改革（国公私を問わず）、「ミッションの再定義」、指定国立大学法人創設、大学の機能強化と次々に政策を打ち出し、2017 年には学校教育法改正、国立大学法人法改定、2019 年には私立学校法改正をおこなってきた。さらに、教員養成大学や文系学部の再編リストラも進められた。経済のグローバル競争の基軸は大学にあるとされ、産業競争力に貢献する大学づくりが喧伝され、あらたな「総合科学イノベーション会議」が、理工系人材育成戦略や「軍学共同」を積極的に推進する司令塔になってきた。当然に、これらは、学問の自由や、大学の自治、教育の機会均等原理に反するものとなり、広範な大学人や学問の自由な発展を願う国民との間に深刻な軋轢

を生み出した。世界的には、高等教育人口の拡大や高等教育の無償化が焦点になってきたのに比して、我が国は高学費と奨学金制度の貧弱さから高等教育の拡充の遅れが際立ってきた。高等教育への公的支出は OECD 諸国の中で 38 カ国中 37 位と最下位近くである（2020 年）。第二次安倍政権は、「閣議決定」で集団的自衛権の行使容認という憲法原理に反する暴挙を行い、森友、加計、桜を見る会などの政治の私物化を強引におこなった。これらに対して国民の批判が高まり、安倍は、病気を理由に辞任した。しかし、安倍政権を引き継いだ菅政権は、2020 年には学術会議の第一部会員（6 名）の任命を拒否し、学術会議の改組も公言した。これには、学術・学問の自由侵害、民主主義への危機と国民や大学人の学協会 1000 を超える反対が起きた。菅政権は短命であったが、岸田内閣になんて、高等教育改悪の施策はとどまることなく、経済安保法、国際卓越研究大学法（2022 年 5 月）の成立が強行され、大学ファンドによる「稼ぐ大学」がめざされている。さらに、これら改革をスムーズに進めるために、大学設置基準の改定が行われてきた。安倍首相が、銃撃によって暗殺された（2022. 7. 8）が、この動きは止まることなく、強められている。まさに、大学がどのように立ち向かうのかが問われる段階にきているといえよう。

2) 国立大学法人の動向

2023 年 7 月 21 日、文科省は「大学・高専機能強化支援事業」の公募結果を発表した。この事業は、2022 年度第 2 次補正予算で造成された基金を用いて、大学の学部等の「成長分野」への転換や情報系分野の拡充を行わせるというものである。「学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等」（支援 1）は、私立大学・公立大学を対象に、政府が「成長分野」と見なす分野への大学の学部等の転換を行わせる。「高度情報専門人材の確保に向けた機能強化」（支援 2）は、国公私立の大学・高専を対象に、情報系分野の定員増等の体制強化を行わせる。

道内では旭川市立大学、北海道科学大学が支援 1 に、北海道大学、室蘭工業大学が支援 2 に採択された。北大はこの事業により、①海外大学との連携による指導体制の構築等を通じた人材輩出、②ICT 基盤を用いた高度デジタル教育プログラムの展開、③北海道デジタル人材育成推進協議会等と連携した教育プログラムの提供等を行うとしている。2024 年度から工学部情報エレクトロニクス学科の入学定員 50 名を増加する（年次進行により大学院の入学定員も増加する予定）。室蘭工業大学は大学院工学研究科博士前期課程情報電子工学系専攻に新たに「共創情報学コース」（入学定員 15 名を予定）を設置する。

北大・室蘭工大が採択された「高度情報専門人材の確保に向けた機能強化」は、定員の“純増”ではない。増加した定員を他の組織の改廃により第 5 期中期目標期間までに削減することを申請に際して約束させられているという。さらに、この申請自体、学内の審議・合意を経たものではない。この事業により、政権の掲げる成長戦略が大学の組織の改廃に直結する道筋がつくられたことは、大学自治に基づき研究・教育の体制を構築してきた大学の組織運営の原則を破壊するものであると言わなければならない。

8月10日、防衛装備庁は2023年度の安全保障技術研究推進制度に関する審査結果を公表した。応募件数は119件、うち研究代表者が大学等（高専・共同利用機関）に所属するものは23件（19%）である。採択された課題は23件、うち研究代表者が大学に所属するものは5件であった。その内訳は、北海道大学、北見工業大学、大阪公立大学、熊本大学（2件）である。北大のものは仮想空間を利用した負傷者のオンライン治療、北見工大のものは荒天などの影響を受けにくい水中の通信技術の研究である。

北大では、2016年度に1件の採択があったが、日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年3月24日）を機に辞退した。ところが、2022年9月26日、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」を役員会決定することにより、ふたたび軍事研究への応募に踏み出すこととなった。「取扱い」は、「審査は、“明白に民生的研究を加速する研究”であり、かつ“研究の自由及び研究成果の公開が確保されている”等の観点により行う」と述べるもの、今回の申請に至る具体的な審査経過は明らかにされていない。

このことについて、北海道新聞社説（2023年9月5日付）は、「今回のように装備開発が目的の資金を使えば間接的に軍事研究を認めたことにならないか。両大学は判断の重みを自覚してほしい」と述べる。大学における研究のあり方と科学者の責任について、大学自身が問うことがあらためて重要になっている。

3) 私大をめぐる動向と財政状況

2021年以降、そして2023年に入り私立大学の定員割れ問題が深刻化してきている。「私立大学に占める定員割れの大学は、小規模大学を中心に53.3%。入学者数が定員の8割未満だった大学は155校（25.8%）だった。（中略）私立大全体の入学定員に対する今年度の入学者の割合は99.59%。100%を下回ったのは21年度に続き2回目で、過去最低となった。」（7月1日朝日新聞報道）。

この現状に対し政府は定員割れ大学の淘汰を進めようとしているが、今夏開催されました第34回全私研の基調報告では、以下のようにその手段が分析されている。第一には、私大助成の削減と打ち切りです。昨年度までと違い、定員割れ学部が一つでもあれば減額すると方針転換した。第二は学部新設の不許可、そして第三が機関要件の厳格化による修学支援制度からの排除である。この結果私大の財政状況は都市圏大手私大を除き地方私大、とりわけ定員割れを起こしている学部がある最大ではますます悪化することは間違いないであろう。受験生対策との関係で、学費を引き上げることが困難であるからであるが、学費問題については助成金運動との関連からも、次年度どうなるか注視していく必要がある。

なお以上の問題と並行して、教職員身分の不安定化も進んでいる。とりわけ定員割れ大学では、理由なき不当な教員解雇にまで至り、これに対しては札幌国際大学にみられるように、裁判闘争が繰広げられている。さらには日大に見られる大麻事件のように、大学不祥事も根絶されずに放置されていることが挙げられる。

この背景には、2014年度の学校教育法改正（文科省の「施行通知」）で導入された「重要事項を審議する教授会」条項を削除し、私学法改正法を改正し理事会と評議員会の役割を変更し、評議員会を議決（諮問）機関化し、大学関係者数を削減する方向が目指されている。しかしこの点については、全国の闘いにより国会での付帯決議により、一定の制限を掛けることができたことは一定の成果と考えられる。

この問題では北海道私大教連は8月に学習会を開催した。講師としてこの問題に詳しい日本私大教連関係者に依頼し、今回の改正に至る経過、改正法がはらむ問題点等詳しい報告を行ってもらい、事態の解明に向けた議論を行った。さらにまた大学設置基準の改正により、大学機関の性格や専任教授の性格と位置づけを大幅に変更する事態に向かって進んできている。

以上のことから大学運営をめぐってはますます教育現場において、これらの問題に具体的対応をし、大学の自治が損なわれることがないようにしていかなければならぬ。

II. 研究所の活動

1) 研究セミナーと講演会の開催

第1回 公開講演会（2022年10月1日、札幌学院大学）

テーマ：北海道の公立大学（ニュースレター第23号）

- ・「旭川大学、私学から公立大学への経過と背景—半世紀の歴史から—」、講師：藤原潤一（旭川大学学長）

第2回 公開セミナー（2023年4月22日、札幌学院大学）

テーマ：札幌圏大学コンソーシアムの可能性を探る

- ・講師：竹中英泰（旭川ウェルビー・コンソーシアム理事・旭川大学名誉教授）

田中邦明（当研究所理事・函館教育大学名誉教授）

千葉昭彦（東北学院大学副学長・経済学部教授、元杜の都大学コンソーシアム理事）

第3回 研究セミナー（2023年9月30日、札幌学院大学）

テーマ：「学校法人共育の森学園・小樽短期大学閉校の顛末から学ぶ」

- ・講師：間宮正幸（学校法人共育の森学園理事長）

2) 北海道私大教連主催、研究所後援「私学法学習会」（2023年8月3日、オンライン）

テーマ「改正私学法の問題点と今後の寄付行為の改正などに備えて」

- ・講師：奥寺葵（日本私大教連私学法対策部長・千葉商科大学教授）

高松朋史（日本私大教連委員長、青山学院大学教授）

以上、今年度は2回のセミナーを開催した。（第1回については研究所ニュースレタ

一第 23 号に掲載)。

3) ニューズレターの刊行

第 23 号 : 2023 年 1 月 16 日刊

第 24 号 : 2023 年 9 月刊行予定

第 25 号 : 2023 年 11 月刊行予定

4) 全国私大教研集会への参加と報告

第 34 回全国私大教研に道私大教連・炭素として研究所から 2 名が参加した。

5) 『所報』編集員会の開催 第 1 回 2023 年 2 月 27 日、第 2 回 6 月 5 日

III. 研究所組織

1) 2021 年～2022 年度の役員体制について

【理事・監事・顧問】

* 代表理事

姉崎洋一 (北大名誉教授)、市川治 (酪農学園大名誉教授)

* 副代表理事(事務局長)

山口博教 (北星学園大名誉教授)

* 理事及び事務局員

光本滋理事 (北大)・寺本千名夫理事 (専修大学道短大元学長)・小松直人事務局員 (道私大教連)

* 理事

片山一義 (札幌学院大)・湯本誠 (札幌学院大)・押谷 一 (酪農学園大)、浅川満彦 (酪農学園大)、清水池義治 (北大)、大屋 定晴 (北海学園大)、酒井春樹 (札幌大学名誉教授)、小林守 (苫小牧駒澤大)、米津直希 (南山大学)、大島雅明 (全大教北海道)、田中邦明 (北海道教育大名誉教授)、黒澤英久 (東京農業大前教授)、岡部 敦 (札幌大谷大学)

* 監事

十倉 宏 (酪農学園職員)

* 顧問

井上昌保 (元とわの森三愛高校長・元酪農学園大教授)、藤永弘 (地域経営未来総合研究所所長・札幌学院大名誉教授)、小山修 (札幌大名誉教授)、篠原昌彦 (苫小牧駒澤大名誉教授)、干場信司 (酪農学園大元学長)

* 研究員 飯田梅子 (札幌大学元教員)

なお、2022 年度は 1 回の理事会をメール会議で行い、総会での事業計画等の確認をした。

2) 事務局体制について

今期は2回の事務局会議を実施した。

III. 今期の決算について

1. 北海道高等教育研究所 2022年度決算書

科 目	2021年度決算	2022年度予算	2022年度決算	備考
繰越金	783, 874	778, 940	778, 940	
会費(小計)	324, 000	260, 000	265, 000	
個人会員	30, 000	60, 000	45, 000	個人会費
団体会員	240, 000	200, 000	220, 000	私大教連・推進協(計18、3組合)
寄付金	54, 000	0	0	
事業収入	880	0	0	
雑収入	506	5	6	
計	1, 109, 260	1, 038, 945	1, 043, 946	
会議費	0	0	14, 610	理事会等会議費
事務費	0	0	0	事務用品・作業費
作業費	115, 000	5, 000	0	研究作業・活動費
調査費	0	10, 000	0	書籍、調査資料等
印刷費	163, 780	170, 000	0	資料印刷、案内状等
出張費	17, 600	110, 000	0	教研、調査旅費等
事業費	33, 420	110, 000	15, 000	会場費、講師料等
通信費	520	0	0	送料、切手等
予備費	0	0	0	
次期繰越金	778, 940	633, 945	1, 014, 336	
計	1, 109, 260	1, 038, 945	1, 043, 946	

[会計監査報告]

本日、北海道高等教育研究所において、2022年度の研究所の会計決算を監査した結果、帳簿等に異常はなく適正に処理されていることを確認した。

(監査意見)

別段なし

2023年5月10日

監 査 十倉 宏

2022年度の主な活動日誌

2022年

10月1日 定期総会

10月1日 第1回 公開講演会

2023年

1月16日 ニューズレター第23号発行

2月 27 日	第1回『所報』編集委員会
2月 28 日	第1回事務局会議
4月 22 日	第1回公開オンラインセミナー
6月 5 日	第2回『所報』編集委員会
8月 22 日	第2回事務局会議
9月 7 日	小樽共育の森学園見学会と東北学院大学千葉教授との懇親会
9月 30 日	第1回理事会・総会・研究セミナー

第2章 2023年度の事業計画と予算、及び役員体制

はじめに—コロナ禍残存下の研究所の課題

2023年度は新型コロナ感染症が感染書第5類へ移行したことに伴い、大学関係機関はコロナ感染症拡大前の通常業務へ復帰した。対面授業を中心にオンライン授業等もあわせて、対応が様々で行われている。しかしそれにもかかわらず感染症患者は増え続けているため、決して油断することは許されない。ワクチン接種も9月から第7次が開始される予定である。

維持用の事態の中で、今期は研究活動及び対面調査等を徐々に行う方向へ転換している。ただしオンライン形態での会議等は利点もあるため、対面会議とオンライン会議双方を組み合わせた取組みをしていくことにする。

岸田政権は選別・淘汰政策のもとでの大学設置基準の改悪にもとづく現場での強要、引き続き私学法の改正を検討している。また何より、前国会では見送られた日本学術会議の改悪が策されている。このため大学教育・研究や大学運営は、一層厳しさを増すものと考えられる。とりわけ、地方の中小規模私立大学は、岸田政権による引き続きの選別・淘汰政策による被害が一層増大し、収容定員割れからの経営悪化、大学の教職員の解雇等、労働条件の悪化及び教育の質の低下へという悪循環が避けられない状況となることが考えられる。この中で市立化した旭川大学の経営状況、教員解雇で高裁へ提訴した札幌国際大学の学内状況等、また一部和解に至った北洋大学の詳しい状況、また研究セミナーで明らかとなる小樽共育の森学園の今後の動向を把握する必要があり、引き続き調査を継続する。

以上、厳しい「大学改革」・地方の大学・私立大学の選別・淘汰政策の攻撃とコロナ禍の残存のもとで、いかに民主的に大学を立て直していくか、大学の存続や高等教育の在り方として検討していくかが、今期も引き続き大きな課題であると考える。

こうした認識のもと、引き続き、地方の大学、特に北海道の私立大学・短大の存続の意義と役割を明確にするような研究活動を行っていくことにしたい。

また、国立大学において今進められつつある統合問題や運営交付金の減額、卓越研究制度が持つ問題点の指摘、北大総長解任（裁判中）など、さらには軍事研究の拡大問題、日本学術会議会員候補の6名の任命拒否問題についても引き続き検討し、下記の重点課題も研究対象として取扱っていくこととする。

- (1) 大学の在り方に関する調査研究課題の解明を今期も精力的に行う。
- (2) 研究課題に即した研究会などを2~3回行う。
- (3) 道私大教連からの委託事業などの成果を適宜発表し、情報発信と出版を行う。
- (4) 学術論文を『所報』ないし独自刊行物で掲載することが前回決まったため、編集員会を適宜開催する。
- (5) 研究所の維持・展開のためにも、研究所の会員の拡大をはかる。

I. 事業計画

1. 調査研究

1) 私立学校法及び大学設置基準改正をめぐる動向の追跡

私立学校法と大学設置基準の改正が秋の国会で行われようとしています。今年の次大教研集会でも報告・討議が行われましたが、引き続き事態の推移に合わせ調査を勧めます。

2) 個別私大の調査

① 旭川大学の市立化の追跡調査

旭川大学は2023年4月に旭川市立大学となります。今後の具体的展開を調査していきます。

② 北洋大学（旧苫小牧駒澤大学）、札幌国際大学、育英館大学（稚内）について 各大学と地域の関わり方とあり方、また教員解雇で裁判中の2校を含め雇用条件に関する調査も行います。

3) 国立大学等の統合化問題についての検討

国立大学法人の改正に伴う、大学統合等の運営体制等に関する諸課題の検討。

4) 私大助成についての検討

・今期は、私大助成の意義を検討する。昨年に引き続き、所得者の実情調査を行う必要がある。

- ・助成金運動参加法人の財政問題の検討・家計負担調査についての取り扱いの検討
- ・学費値上げ状況の調査

- 4) 道私大教連・私大助成推進協委託の家計負担調査分析についての検討
　・調査方式の検討

2. 研究(集)会・講演会

今期も引き続き、適宜、研究会・講演会を開催する。研究集会については、総会時に年1回開催する。開催方法については、対面会議とリモート会議の併設を基本とする。

- ・各大学のコロナ対策と大学づくりの実情の交流、大学生協等の諸問題（継続）
- ・大学立法と制度改編に伴う諸問題（継続）
- ・裁判闘争を継続中の大学（苫小牧駒澤大学、札幌国際大学）
- ・札幌・道央圏での大学コンソーシアム起ち上げへの報告と交流

3. ニューズレターの発行—25号の発行予定

年に最低2号の発行を予定している（適宜発行を検討）。

4. 『所報』第3号の発行

今期、第3号の所報発行を計画する。

5. 組織拡大と財政

組織拡大を通じて、財政的な確立を果たしていきたい。今期は、コロナ禍のもとであるので、このような状況下でも参加できる会員の拡大を進めていく。

- ・事務職員、図書館職員、法人の理事経験者、高専の方等、広く参加してもらう。

6. 理事会・事務局体制の強化

- 1) 理事会 年1回～2回程度行う予定。
- 2) 事務局 適宜事務局会議を行う。
- 3) 編集員会 適宜開催する。

II. 2023年度予算案

今期の活動を推進するための予算を提案する。

II. 2023年度 道高等教育研究所予算案

2023年度 道高等教育研究所予算案

科 目	2022年度予算	2022年度決算	2023年度予算	備考
繰越金	778, 940	778, 940	1, 014, 336	
会費(小計)	260, 000	265, 000	245, 000	
個人会員	60, 000	45, 000	45, 000	個人会費
団体会員	200, 000	220, 000	200, 000	私大教連・推進協(計18)、3組合
寄付金		0	0	
事業収入	0	0	0	
雑収入	5	6	5	
計	1, 058, 945	1, 043, 946	1, 259, 341	
会議費	0	14, 610	15, 000	理事会等会議費①
事務費	0	0	0	事務用品・作業費②
作業費	5, 000	0	5, 000	研究作業・活動費③
調査費	10, 000	0	100, 000	書籍、調査資料等④
印刷費	170, 000	0	220, 000	資料印刷、案内状等⑤
出張費	110, 000	0	0	教研、調査旅費等⑥
事業費	110, 000	15, 000	80, 000	会場費、講師料等⑦
通信費	0	0	0	送料、切手等⑧
予備費	0	0	0	
次期繰越金	653, 945	1, 014, 336	839, 341	
計	1, 058, 945	1, 043, 946	1, 259, 341	

注) 2023 年度は、研究会・セミナーを行い、適宜、ニュースレターの発行と、年度末には、研究集会・研究会と「所報 3 号」を発行する予定である。そのための予算案を示した。

III. 理事・監事・顧問・研究員（案）

1. 理事・監事・顧問体制

2023 年度から 2024 年度の次期役員については、事務局でまず、これまでの役員のご都合等の意向をメール確認し、総会で決定する。

2023 年度の役員について

【理事・監事・顧問・その他】

*代表理事 姉崎洋一（北海道大名誉教授）、市川治（酪農学園大名誉教授）

*副代表理事(事務局長) 山口博教（北星学園大名誉教授）

*理事・事務局員

光本 滋理事（北海道大）・寺本千名夫理事（専修大学道短大元学長）

* 理事

片山一義（札幌学院大）・湯本誠（札幌学院大）・酒井春樹（札幌大学名誉教授）
小林 守（苫小牧駒澤大）・押谷 一（酪農学園大名誉教授）・浅川満彦（酪農学園大）
清水池義治（北海道大）・大坊郁夫（北星学園大学学長）・大屋 定晴（北海学園大）・
米津直希（南山大）・大島雅明（全大教北海道）・田中邦明（北海道教育大名誉教授）・
黒瀧秀久（東京農業大前教授）・間宮正幸（共育の森学園理事長）

* 監事

十倉 宏（酪農学園大元職員）

* 顧問

小山 修（札幌大名誉教授）・藤永 弘（地域経営未来総合研究所所長、札幌学院大
名誉教授）・篠原昌彦（苫小牧駒澤大名誉教授）

* 事務局員

小松直人（北海道私大教連）

* 研究員

飯田梅子（札幌大学元教員）

2. 事務局・研究体制・編集員会

事務局体制についても、理事等のメンバーのなかから、基本的には、2020 年度と同じく、事務局を、事務局長を中心に理事(監事)などから 4~5 名体制とし、必要に応じて代表理事を含めた構成で取り進めることにしたいと考えている。所報に学術論文の掲載を行うことから編集員会を適宜開催する。

また、今期には、理事・研究員・会員と研究体制等の整備を検討していくことにする。

北海道高等教育研究所規約

(設立の趣旨と経過)

本研究所は、2015年5月22日、以下の趣旨に賛同する個人・団体によって設立された。

第Ⅰ章 総 則

第1条 設立の目的と責務

わが国の高等教育をめぐる情勢は、厳しく、高等教育関係者はもとより、関係する父母をはじめ多くの国民が、その打開に腐心しているところである。しかし、困難な条件のなかでも、真に学生・生徒のための教育再建を求める地道な努力が続けられており、関係者の声は日増しにそのひろがりをみせている。このような状況のもと高等教育・研究運動の前進をはかると同時に、北海道の高等教育、私学と教育の運動に寄与することを目的に我々はここに北海道高等教育研究所を設立する。

この研究所は、高等教育・研究活動の自主的・民主的な発展に寄与することを目的としたものであり、そのために高等教育活動の実践家と研究者の共同の活動をすすめ、高等教育の実践活動（高等教育・私学教育運動）の発展等に貢献することを最大の責務としている。

第2条 研究所の事業案内

研究所の事業内容は以下のとおりある。

1. 調査研究活動

研究と調査活動を、職場と地域の会員・会員団体の協力で日常的にすすめ、その研究を深め、交流をはかる。そのため、つぎの活動を進める。

① 研究例会・共同研究・研究大会を開催

年に2回程度の研究例会やシンポジウム、研究集会を開催すると同時に、共同研究やプロジェクトを組織して共同研究や調査活動に取組んでいく。年間の活動成果を反映できるように、最低年1回の研究大会を開催する。

② 受託研究・調査活動

会員内外の団体から調査・研究を受託し、プロジェクトを組織し活動を行う。

2 事業活動

会員・会員団体の研究・調査活動の経過とその交流を活発にし、その成果を普及するため、つぎの事業を進める。

(1) 調査研究事業

1) 自主的調査研究事業 2) 受託調査研究事業 3) その他

(2) 研究大会・集会、例会、講演会

1) 研究大会 2) 研究例会 3) 講演会

(3) 日常的事業

①調査研究、②情報誌「研究所レター」の発行、③所報「北海道高等教育研究」の編集、④出版活動、⑤講演会の開催や講師等の斡旋、⑥その他

3 組織活動

研究所の目的達成をめざして、その組織と活動を拡充・強化するために、会員の拡大と組織化を行う。

第Ⅱ章 組織と運営

第3条 本研究所の構成員と運営体制は以下のとおりである。

1.会員

会員は、研究所の目的に賛同する個人及び団体をもって組織する。

(1) 個人会員、(2) 団体会員に区分する。

2.運営機関

研究所は、運営に必要な機関として、総会、理事会、事務局、編集委員会を置く。また、必要に応じて、研究推進のために研究員を置くことができる。

(1) 総会は年1回、研究大会とあわせて開く。事業計画と、予算・決算の決定、2年に1度の役員の選出を行う。

(2) 理事会は20名以内の理事で構成し、代表理事が招集し、研究所の運営の基本を決める。

また、理事、監事、顧問の補充は、理事会において選任することができる。

(3)事務局は、理事会の下に置き、理事のなかから事務局長1名、理事等から事務局員若干名を選出し、研究所の日常的な業務の執行にあたる。

具体的には、①「研究所報」編集委員会、②研究・調査検討委員会などの専門委員会を置き活動を推進する。

③また、定期的な事務局会議と日常の事務処理や各種事業等の企画、組織運営などをを行う。

(4)研究員は、必要に応じて、理事会において研究員を選任することができる。研究員の選任基準と手続き等は、別途細則によるものとする。

3. 役員・理事・監事・顧問について

(1) 理事会

理事会には次の役員を置く。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

尚、代表理事、副代表理事・事務局長等の理事も総会で選出する。

1) 代表理事 2名
2) 副代表理事・事務局長 1名
3) 理事・事務局員 若干名

(2) 監事 2名以内
(3) 顧問 若干名

第Ⅲ章 会計等

第4条 研究所の経費は個人会費と団体会費等によって賄う。

会費はつきの通りとする。

1. 個人会員 3,000 円
2. 団体加入の構成員 1,500 円
3. 学生・シニア 1,500 円
4. 団体会員 1 口 20,000 円以上 (1 口 20,000 円)
5. 賛助会員 1 口 3,000 円以上

第5条 会計年度

1. 会計年度は4月から翌年の3月とする。
2. 毎年の決算については、監事による会計検査を行う。

第6条 研究所の事務局は事務局長の所在地に置く。

第7条 この規約の改廃は総会で行う。

附則 1 この規程は2015年5月22日から施行する。

附則 2 2017年6月16日、一部規約改正
3 2019年6月22日、一部規約改正
4 2021年9月5日、一部規約改正
5 2022年10月1日